

市税等の納付は便利で安心な口座振替で

市税等の納付については、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。

この機会にぜひお手続きください。

○口座振替できる税金等

- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・市、県民税（住民税）
- ・国民健康保険税
- ・介護保険料
- ・後期高齢者医療保険料

○口座振替日 各税金等の納期限の日

※基本的には月末ですが、12月は25日です。
また、振替日が土・日曜日、祝日に当たる場合は翌営業日に振替になります。

○口座振替開始日

原則、お申し込みをした月の翌月の納期分からです。

○口座振替の申込方法

次の金融機関の窓口でお申し込みいただけます。

- ・茨城県信用組合 本店及び各支店
- ・常陽銀行 本店及び各支店
- ・筑波銀行 本店及び各支店
- ・東日本銀行 本店及び各支店
- ・水戸信用金庫 本店及び各支店
- ・烏山信用金庫 本店及び各支店
- ・茨城みどり農業協同組合 各支店
- ・中央労働金庫 本店及び各支店
- ・ゆうちょ銀行・郵便局

※口座振替依頼書（申込用紙）は、市内の金融機関及び市役所税務徴収課・各総合支所に備え付けてあります。

※市役所本庁及び各総合支所では申し込みできません。金融機関にお申し込みください。

○申し込みの際に必要なもの

- ・通帳等口座番号がわかるもの
- ・通帳の届出印
- ・納税通知書（納付書）

～税金は納期限内に納付しましょう～

問 本庁 税務徴収課徴収推進室

☎52-1111 内線237・238

山支 市民福祉課市民G ☎57-2121(代表)

美支 市民福祉課市民G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課市民G ☎56-2111(代表)

御支 市民福祉課市民G ☎55-2111(代表)

平成25年秋季全国火災予防運動の実施について

『消すまでは 心の警報 ONのまま』

火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止するとともに、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させることを目的として、11月9日(土)から15日(金)まで全国火災予防運動が実施されます。

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】

～3つの習慣・4つの対策～

<3つの習慣>

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

<4つの対策>

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問 消防本部予防課予防G ☎53-1156 FAX53-2041

住宅用火災警報器の設置について

住宅（共同住宅を含む）に住宅用火災警報器の設置が法令により義務づけられました。

消防法の改正により、新築住宅については、平成18年6月1日から火災警報器の設置が義務づけられています。既存住宅についても、常陸大宮市火災予防条例によって平成20年6月1日から義務づけられています。皆さんの生命と財産を守るためにも、まだ設置していないご家庭ではぜひ早めに取り付けましょう。

設置する住宅火災警報器の種類、設置場所については、消防本部にお問い合わせください。

問 消防本部予防課予防G ☎53-1156 FAX53-2041

